

第1回京都府文化財保存活用大綱策定専門家会議概要

- 1 日時 令和元年7月29日(月)午後6時15分～8時40分
- 2 場所 メルパルク京都 研修室3・4
- 3 参加者 委員…朝賀委員、尼崎委員、今井委員、亀澤委員、金田委員、小林委員、高橋委員、藤井委員、宗田委員、森西委員
オブザーバー…光石氏、村上氏(文化庁地域文化創生本部)
教育委員会…山口指導部長、森下文化財保護課長ほか
関係課・関係機関
- 4 進行
 - ①指導部長あいさつ
 - ②委員紹介、事務局紹介、関係機関紹介
 - ③座長選出…金田委員を座長に選出
 - ④事務局からの資料説明
 - ⑤協議
 - ⑥事務連絡

○主な意見

- 今回の文化財保護法の改正内容の中心は、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財全体を保存・活用するため、地域計画を市町村が策定できるということであり、都道府県はその主体になり得ない。都道府県と市町村の立場等をどう考えるのかというなかで、都道府県における大綱の策定が文化財保護法改正の議論の最後に出てきた。都道府県は市町村の地域計画策定に際して、指導する立場で大綱を作りましょうという格好で大綱が作られることになり、府はそれに従って素案を作られておられるとは思いますが、大綱というのはそういうものではなかったのでは。
- 大綱の根本的な位置づけの問題である。素案第1章3に「目的」とあるが、これまでの取組みや施策等の経過が書かれているだけで物足りない。完全に方針を変えないというのであればそれも一つの判断ではあるが、もっと文化財全体に対する考え方、文化財の保存に対する考え方、そして市町村が文化財の地域保存活用計画を立てる際の指針となるものであるということ、明確に表記すべき。まずは、文化財とはどのようなものかという位置づけから記すべき。
- 日本の文化財保護行政は、欧米先進国に比べると比較的中央集権的である。ここ20～30年の間に地方分権や民営化、市民参加などによって文化財行政の

地方分権化も進み、今回文化財保護法の改正が行われたが、それでも文化財保護行政は地方分権化が遅れている。また、自治体によってその意識の違い、対応できる事務体制の違いがある。第7章にあるように、府に域内の市町村の支援を行ってもらわない限り、ここ5年から10年の間に市町村の体制等を大きく変えることは不可能ではないか。

- 大綱の5章まではだいたいわかる。細かな点では人口減少に関してはもう少し深く理解する必要があるし、地域に何が起こっているのかを30年ぐらい遡って丁寧に見る必要がある。6章以降は、暫定登録の部分をもう少し議論していく必要がある。
- 防災についてはもう少し丁寧に書くべき。仏像の盗難が多発している問題がある。例えば和歌山県では県の博物館で仏像を保管し、お寺には仏像のレプリカを置いている。また、地域が荒廃する中で保管をどうするか。福島県双葉町は東日本大震災により帰還困難区域となったが、郷土資料館に民俗文化財を移している。過疎が極端に進んでいるところで文化財を置くべきか民俗資料を撤収すべきかなど、色々な議論がある。
- 観光で活用するにしても、ただ文化財があるだけでは観光客は来ない。周囲に飲食店などの施設が集まっているなど観光できる環境が整っているところに来る。府内の文化財に観光客をインバウンドで誘致しようとし、実際に天橋立や宇治茶で頑張っているが、ホテルや飲食店等その周囲の観光できる環境をどこまで整えられるか。
- 文化財を守るためには、例えば拝観料をもっと上げるということも考えられる。アンコールワットやボロボドゥールは一人一万円ほどである。拝観料で収益をあげた方が、文化財の保護につながるという議論もあるかと思う。いきなり一万円にするということではないが、そういうことを含め、新しい仕組み、取組を考えるべき。
- 第3章の2と3がバランスの悪い。3の「近年の自然災害増加等による文化財の防犯・防災意識の高まり」は自然災害の話だが、その中に防犯の話もある。防犯は自然災害に関係なく起こる問題であって、文化財のき損と防犯は自然災害とは別であるので整理が必要ではないか。2の「文化財の活用資源としての期待の高まり」というのは、今はかなり否定的な御意見もあるが、期待もある。しかし、所有者の不安は大きく、期待と不安の高まりという状況。それが2番目にき損と防犯とも書かれていて、災害のことはきちんとまとめて3番に書くというような形であるべき。
- 最初に定義したことの位置づけをしないうで、議論を進めるのどうかと思うので、大綱策定に係る基本的な考え方について意見を伺いたい。

(事務局)

委員方よりご意見があったとおり、府の策定する大綱と市町村が策定する地域計画との位置づけを踏まえ、市町村が地域計画を策定していくために、府の策定する大綱は抜け落ちがないよう方向性を示す必要があると考えている。大綱素案では文化財の保存・活用に関する基本的な方針を4つの柱で示しており、4つの柱で今後の取組を十分念頭に置き地域計画中で活かしてもらうことを目指したい。一方で府が実施する発掘調査、郷土資料館など、府として進めている取組がある。御指摘いただいた目的の記述や講ずるべき措置についても、記述内容をさらにブラッシュアップするなかで、市町村が策定する地域計画に、府の考えを勘案し活かして欲しいという意識の表示と、定義と、府ができる取組を整理していきたい。

- 笠置町は人口約2,300人の町であり、少子高齢化のなかで、無住寺がどんどん増えている。一つ一つの仏像や仏具について、きちんと価値を調査すべきであると思う。仏様は信仰の対象であり、作られた時代や作者に関係なく手を合わせる存在ではあるが、やはり一定調査をしてその意味や価値を知らせていかないと破棄されるなどして失われてしまう。また町の祭りも休止という名のもとで、実質中止になっている。このような状態が続いているうちに、祭りがなくなるということが必ずあると思う。京都府下でもいくつかの祭りが消えている。消えてゆく可能性のあるものに対して正確な価値判断というのをお願いしたい。

文化財を守っていくことは地域の人にとっての誇りである。その誇りを再確認して、何でもやっていこうという心意気がないと、ますます加速度的に消えていくと思う。危機的な状況にあることをお伝えしたい。

- 文化財を保護し継承していくため、防災について、記載頂きたい。
- 文化財は当然保全を前提にずっと継承されて継続されることが担保されるものである。しかし、京都府内の現状は、多くの観光客が訪れるなど、活用することで文化財がき損するなど適切に保存できないのではないかという不安を所有者は持っていると思う。その不安及び、市町村が地域計画を作ることに対して大綱には京都府としてこういうような施策をしますと書く必要があると思う。全体として京都府が活用に対して積極的なのか、慎重なのか分からない。「安易に活用することは慎む必要があります」という記載がある一方、「これまで以上に活用」という表現もあるため、活用について整理が必要。
- 第5章の2(4)「個々の文化財の状況や置かれている環境を十分に点検、検討した上で、それに応じた適切な活用を推進します」という表現が分かり

にくい。この表現だと、受け取り方によって全く異なる対応になりかねない。
「環境を十分に点検、検討した上で」というのは必要だが、「それに応じた適切な」というのは全く指針にはならない。

「文化財を保護・継承することが前提にある中でそれを活用する」というのが基本的な考え方であると思う。そういう形が主張されているとはとても思えない表現なので、再検討願いたい。

- 文化財保護法改正の趣旨である未指定を含めた文化財を保存・活用するという視点が欠けていると思う。また、活用は決して観光だけではない。社会教育や学校教育での活用という大きな視点を落としてはいけない。
- 過剰に観光客が訪問したときに、文化財を破壊してしまう可能性は十分にあり、過剰な利用をいかに抑えるかということも大綱へ記載いただきたい。
- 地域にとって文化財がどのような意味を持つかということが欠落している。それから、市町村が大綱を念頭に置いて地域計画を作るというのは難しいと思う。まだ文化財として認識されていないもの、未指定文化財まで目配りして、地域の人々や生活との関わり、学校教育、社会教育、さらには福祉との関わりも大綱で書くべきだ。地域振興とか観光振興とも異なった点であるが、大綱で書かれるべきことであるという気がする。第5章1の目指すべき将来像「世界に誇る京都の文化財でありつづけること」については、京都の文化財である前に「地域の文化財」として在り続けるという道を考えていただきたい。
- 京都府には、他都道府県に比べ文化財的な価値のあるものが多く、大変だと思うが、是非、美術工芸品、史跡名勝なども郷土資料館等の関係機関とともに悉皆調査していただければありがたい。
- 「地域で文化財を守り伝える環境作り」や「関係機関との連携強化」と記されているが、実際問題として予算には限りがあり獲得も難しい。予算をつけるというのも一つの方法であるが、教育という形で地域の子どもたちにしっかりと伝えていく体制を整え、みんなが地域に誇りを持ち、地域の宝である文化財を大切に守っていく意識を醸成することで、文化財を守っていく必要があると思う。
- 自然災害というと地震、台風や風水害がイメージされるが、獣害も多い。ハクビシンやアライグマ等が入りこみ、お堂や仏像を壊してしまうこともある。自然災害には獣害もあるということも認識いただきたい。
- 資料12にあるように笠置町では1995年から2015年まで38.5%も人口が減少している。人々が減少して農地を耕す人がいなくなったら、鳥獣害はもう防ぎようがない。文化財を大切にすることを涵養しようとして、昭和25年に文化財保護法が制定されたが、文化財を継承していく子どもがいない。今ま

での仕組み、近代の家制度に依存したものは、守ることが困難。

- また、自治体に力がなくなっていると思う。自治体にも行政上可能不可能あると思うが、平成の大合併で府市の総務の仕事も色々お手伝いしたが、ほぼ限界にきている。
- イギリスなどでは、荘園を持つ貴族が死去したり、地元の企業が無くなったとき、文化的景観とか自然を守るため、もとの所有者から新しい管理者に移行する傾向があった。京都でも保存会を法人組織にすることもある。
- お寺などをどう管理していくか。地域の文化財として、仏像等を持っている以上、宗派に関係なく保存継承していくために別の組織のような新しい仕組みを考えてないといけない。京都市は進んでいるが、府域は遅れている。深刻な過疎地域を抱えているなかで、深刻な問題に対して新しい手法の取組を大綱に書き込まないと、市町村の役割を人口が少ない自治体に考えろというのは厳しい。
- 都道府県が大綱を策定、市町村が地域計画を作り、所有者の個々の文化財保存活用計画とつながっていく。この背景には権限委譲の問題があったはずだ。建造物や史跡の現状変更は、基本的に文化庁長官の許可が要るが、長官は許可をするために文化審議会を開いて諮問するというルールになっている。多くの手間をかけていると、地方でやろうとしていることも、時間がかかってしまってスムーズにできないため、地方に適切な現状変更であるかを判断する権限を移譲してほしいということである。許認可をする主体は都道府県にあるはずだが、それへの対応が抜けているのでは。

文化財保護法改正の背景には、計画的に取り組むかわりに権限を委譲するということであったと記憶している。府として移譲権限にどう対応していくのかという視点が必要という印象である。

(事務局)

当課としては、文化庁の指針に基づいて、大綱の方向性を示させていただいた。権限移譲については、別途文化庁に確認しながら進めていきたい。本日出た意見については、次回の会議で事務局に示していただくこととしたい。本日の意見を組み込み、今後さらに検討していきたいと思う。